

外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出はインターネットで登録できます

労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主には、**外国人労働者の雇入れ時と離職時に、在留資格などを、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。**

外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出は、ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況届出システム」を利用するといつでも簡単にできますので、ぜひご利用ください。

インターネットで届け出るメリット

- **24時間、365日いつでも届出できます！**
毎週日曜日22時～翌日（月曜日）8時の間は、システムメンテナンスのためサービスを停止します。
- **ハローワークへの来所は不要です！**
- **複数の外国人についてまとめて届出できます！**
- **届出情報をインターネットで確認・修正できます！**

様式第3号（第10条関係）（表面）	
雇入れ・離職に係る外国人雇用状況届出書	
①外国人の氏名 （ローマ字）	氏名
②③の者の在留資格 （西暦）	③④の者の在留期間 （西暦）
⑤⑥の者の生年月日 （西暦）	⑤⑥の者の性別
⑦⑧の者の国籍・地域	⑦⑧の者の在留外 活動許可の有無
⑨⑩の者の在留カードの番号 （在留カードの番号と記載されている場合は省略）	
雇入れ年月日 （西暦）	離職年月日 （西暦）
事業主の名称、所在地、電話番号等	事業主の名称、所在地、電話番号等
氏名	氏名
社会保険の被保険者 （有無）	社会保険の被保険者 （有無）

ご利用方法 まずは「外国人雇用状況届出システム」へアクセス！

以下のいずれかの方法でアクセスできます。

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

① インターネットで「外国人雇用状況届出システム」を検索する

② ハローワークインターネットサービス
（<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>）

外国人雇用状況届出システム

検索

- 「事業主の方」または「事業主の方へのサービスのご案内」
- 事業主の方へのサービス「外国人雇用状況届出について」
- 申請等をご利用の方へ「外国人雇用状況届出」

↓このバーナーが目印です



外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」は、以下のページに掲載しています。

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin_manual.pdf



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL040816外01

インターネットでの届出方法（ユーザーID登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

厚生労働省

外国人雇用状況届出システム

外国人雇用状況届出とは

事業主の協力に基づき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働力需給の適正な調整及び外国人労働者に対する適切な雇管理の促進を図ることを目的としたものです。

留意事項

様式第3号(国・地方公共団体等の場合は通知様式、以下同様)等の届出用紙により、一度でも「ハローワーク」に届出を行ったことのある事業主の方は、この画面からユーザーID及びパスワードを取得することとできません。以前に様式第3号による届出を行い、今後、インターネットによる届出を希望する場合は、お手数ですが、様式第3号を届出した「ハローワーク」までお問合せください。なおその際、ご担当者のメールアドレスをお知らせください。

届出時の注意事項を掲載していますので、ご確認ください。
⇒ [届出時の注意 表紙版](#)

ログインに一定回数失敗した場合、一時的にログインができなくなります。ログインができない場合、時間を置いて再度ご利用をお願いたします。

お知らせ

制作マニュアルのご案内
「ハローワークインターネットサービス」の「申請等に利用の方へ」に、外国人雇用状況届出システム制作マニュアルを掲載しています。操作上の不明点等ございましたら、ご利用ください。

その他、システムメンテナンス等のお知らせについては、以下のリンクからご確認ください。
⇒ [ハローワークインターネットサービス 新着情報 お知らせ](#)

ログイン

外国人雇用状況届出システムのユーザーIDをお持ちの方は、ユーザーIDとパスワードを入力してログインしてください。

注意：ユーザーIDおよびパスワードは第三者に知られないよう大切に管理してください。

ユーザーID - -

パスワード

サービス利用時の注意

ユーザーID新規登録/パスワード再登録・お問合せ

外国人雇用状況届出システムのユーザーIDをお持ちでない方は、ユーザーIDの新規登録を行ってください。

外国人雇用状況届出システムによるお問合せを掲載しました。

厚生労働省職業安定局

当ホームページは、Google Chrome®、Microsoft Edge®で動作の検証を行っています。
All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau/Ministry of Health, Labour and Welfare

「ユーザーID新規登録」
をクリック

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

新規ユーザーID登録

トップメニュー > 新規ユーザーID登録

新規ユーザーID登録手順

◎雇用保険適用事業所番号をお持ちの方

1. 当画面の「[雇用保険適用事業所からのユーザーID仮登録](#)」をクリックしてください。
「ユーザーID仮登録メール送信」に遷移します。
2. 雇用保険適用事業所番号、担当者メールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザーID仮登録メールを送信します。
3. しばらくすると、仮登録メールが通知されますのでメール内容のアドレスにアクセスしてください。
「ユーザー情報登録」が表示されます。
4. 「ユーザー情報登録」で事業所情報を入力してください。入力後「ユーザー情報登録」をクリックしてください。
「ユーザー情報登録確認」が表示されます。
5. 「ユーザー情報登録確認」に表示されている事業所情報を確認し、誤りがなければ「確認OK」をクリックしてください。
ユーザーID本登録メールを送信しますのでメール内容を確認してください。
また、ユーザーID本登録（ユーザーID本登録メール送信）が完了しますと、ユーザーIDの登録は完了です。
6. ログインを行い、雇用状況の報告をおこなってください。

▲ [このページのトップへ](#)

厚生労働省職業安定局

①雇用保険適用事業所番号をお持ちの場合

▶ 「雇用保険適用事業所からのユーザーID仮登録」

②雇用保険適用事業所番号をお持ちでない場合は

▶ 「雇用保険非適用事業所からのユーザーID仮登録」

をそれぞれクリック

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

ユーザーID仮登録メール送信

トップメニュー > 新規ユーザーID登録 > ユーザーID仮登録メール送信

操作説明

下記の注意事項を読み、同意する場合、雇用保険適用事業所番号、担当者メールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザーID仮登録メールを送信します。

・上記に同意できない場合は、「戻る」をクリックしてください。

雇用保険適用事業所番号 - - (※角数字)

担当者メールアドレス

担当者メールアドレス (再入力)

※ ユーザーIDの本登録を完了してください。
24時間以内にユーザー情報登録が完了しない場合は、仮登録は結果されます。

①

②

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

ユーザーID仮登録メール送信

トップメニュー > 新規ユーザーID登録 > ユーザーID仮登録メール送信

操作説明

下記の注意事項を読み、同意する場合、都道府県、管轄のハローワーク、担当者メールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザーID仮登録メールを送信します。

・上記に同意できない場合は、「戻る」をクリックしてください。

都道府県

管轄のハローワーク

担当者メールアドレス

担当者メールアドレス (再入力)

※ ユーザーIDの本登録を完了してください。
24時間以内にユーザー情報登録が完了しない場合は、仮登録は結果されます。

それぞれ次画面で必要事項を入力し「同意します」をクリック

▶ 入力したメールアドレスに**仮登録メール**が自動送信されるので、**メール**が届いたら開く

▶ ユーザ情報登録画面から必要事項（パスワードの設定を含む）を入力

▶ 「ユーザー情報登録」をクリック

▶ 次画面で登録内容を確認し「確定」をクリック

▶ **本登録完了**

インターネットでの届出方法（届出内容の登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

厚生労働省

外国人雇用状況届出システム

外国人雇用状況届出とは

事業主の協力に基づき、雇の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を旨とした地域の労働力需給の適正な調整及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものです。

留意事項

様式第3号（国・地方公共団体の場合は通知様式、以下同じ。）等の届出用紙により、一度でもパソコンで届出を行ったことのある事業主の方は、この画面からユーザID及びパスワードを取得することとさせていただきます。以前に様式第3号による届出を行い、今後、インターネットによる届出を希望する場合は、お手数ですが、様式第3号を届出したパソコンまでお越しください。なお、ご担当者様のメールアドレスをお知らせください。

届出時の注意事項を掲載しておりますので、ご確認ください。
⇒ [届出時の注意事項](#)

ログインに一定回数失敗した場合、一時的にログインができなくなります。ログインができない場合、時間を置いて再度ご利用をお願いいたします。

お知らせ

【制作マニュアルのご案内】
パソコン・インターネットサービスの申請等をご利用の方へ、外国人雇用状況届出システム制作マニュアルを掲載しています。制作上ご不明点等ございましたら、ご活用ください。

その他、システムのメンテナンス等のお知らせについて、以下のリンクからご確認ください。
⇒ [パソコン・インターネットサービス 新着情報・お知らせ](#)

ログイン

外国人雇用状況届出システムのユーザIDをすでに所持している方は、ユーザIDとパスワードを入力してログインしてください。

注意：ユーザIDおよびパスワードは第三者に知られないよう大切に管理してください。

ユーザID

パスワード

サインイン（利用者の注意）

ユーザID新規登録・パスワード再登録・お問合せ

外国人雇用状況届出システムのユーザIDをお持ちでない方は、ユーザIDの新規登録を行ってください。

パスワードを忘れた方はこちらです。

外国人雇用状況届出システムによるお問い合わせを掲載しました。

厚生労働省職業安定局

当ホームページは、Google Chrome™、Microsoft Edge™で利用の最適化が行われています。

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

登録したユーザIDと
パスワードを入力して
「ログイン」を
クリック

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

事業所情報確認

ログイン

トップメニュー > 事業所情報確認

前回ログイン時間

前回ログイン時間：【2022/06/28 10:21:11】です。

覚えのないログイン時間が表示されているときは、悪意のある者が侵入している可能性があります。
警報のパソコンまでご連絡ください。

お知らせ

- 「ポイント制施行に伴う外国人雇用状況届出について」
ポイント制（※）の概要や外国人雇用状況届出の記載方法については、別添リーフレットを参照下さい。
※ ポイント制とは雇入人材の受入れを促進するため、雇入人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を与える制度です。

▶ [（別添）ポイント制の概要及び届出方法について](#)（PDF:582KB）

担当者氏名

担当者連絡先電話番号

担当者備考

担当者メールアドレス

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

「雇用情報メニュー」
をクリック

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

雇用情報新規登録

雇用情報メニュー ログイン

トップメニュー > 雇用情報メニュー > 雇用情報新規登録

操作説明

新規で雇入れた外国人の雇用情報を入力してください。
入力完了したら、「外国人雇用情報新規登録」をクリックしてください。

●雇用情報（※）の登録（又は更新）は、外国人雇用情報（※）の登録（又は更新）が必要です。

雇用情報

氏名（ローマ字） （半角英数字40文字以内）

フリガナ（カタカナ） （全角カナ25文字以内）

在留資格 ☐ 変更申請済

在留期限（西暦） 年 月 日 ☐ 更新申請済 （半角数字）

備考 （300文字以内）

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

「外国人雇用情報
新規登録」をクリック

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

雇用情報メニュー

ログイン

トップメニュー > 雇用情報メニュー

事業所情報

事業所番号

事業所名

メニュー

該当する雇用情報の登録・更新、雇用情報登録を行ってください。
なお、雇用情報の登録・更新（又は資格取得）において、「外国人雇用状況届出」に関する事項（氏名、在留資格、在留期間、国籍、地域等）を記載して届出した場合は、改めて外国人雇用状況届出システムで雇用情報（雇用時は雇用情報）を登録する必要はありません。

新しく外国人の方を雇入れた場合は、「外国人雇用情報新規登録」をクリックし、雇用情報を登録してください。
雇用情報の登録済である方については、雇用情報登録番号が通知された後に登録してください。

新しく雇入れた外国人をまとめて登録したい場合は、「外国人雇用情報新規登録（複数）」をクリックし、雇用情報を登録してください。
雇用情報の登録済である方については、雇用情報登録番号が通知された後に登録してください。
複数登録用CSVダウンロード / [雇用情報登録番号通知](#)

外国人の雇用情報を変更する場合は、「外国人雇用情報修正」をクリックし、一覧から該当者を選択し、雇用情報を修正してください。

外国人の雇用情報がある場合は、「外国人雇用情報登録」をクリックし、一覧から該当者を選択し、雇用情報を登録してください。

登録済の事業所情報を修正する場合は、「事業所情報修正」をクリックし、内容の修正を行ってください。

パスワード最終更新日は【2020/07/31】です。
パスワードを変更する場合は、「パスワード変更」をクリックし、パスワード変更を行ってください。

届け出るべき事項は、登録画面の案内に従ってください。
平成19年10月1日より以前に雇入れた者の届出については、「外国人雇用情報新規登録」から行ってください。
届出時の注意事項を掲載しておりますので、ご確認ください。
⇒ [届出の概要について](#)

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

雇用情報新規登録画面で必要事項を入力

- ▶ 「外国人雇用情報新規登録」をクリック
- ▶ 次画面で「確定」をクリック
- ▶ 登録完了

外国人雇用状況届出システムよくあるご質問

1 申請方法について

質 問

これまでは外国人雇用状況届出書（様式第3号）の届出用紙を利用してハローワークで届出を行っていました。今後はインターネットでの届出に変更したいです。必要な手続きはありますか。

回 答

これまでに、外国人雇用状況届出書（様式第3号）、雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）、雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）の届出用紙を使って、一度でもハローワークに外国人雇用状況の届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得することはできません。お手数ですが、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

2 ログイン情報の管理

質 問

ユーザ ID、パスワード、メールアドレスがわからなくなりました。

回 答

管轄のハローワークまでお問い合わせください。
ハローワークで登録状況を確認します。

3 社会保険労務士による届出

質 問

社会保険労務士がインターネットで届出を行う場合の注意点について教えてください。

回 答

社会保険労務士の方も、事業主の方と同様に、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得できます。登録時の担当者氏名欄に「社会保険労務士 ○○○○」と社会保険労務士の名称を冠して氏名を記載してください。

雇用保険被保険者となる外国人の場合は、雇用保険被保険者資格取得届または雇用保険被保険者資格喪失届に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出すると、外国人雇用状況の雇入れまたは離職の届出ができます。また、e-Gov電子申請（<https://www.e-gov.go.jp/>）からも登録ができます。その場合、外国人雇用状況システムからの届出は不要です。